

公立大学法人秋田公立美術大学嘱託職員の勤務時間、休日、休暇等
に関する規程

平成25年4月1日
規程第58号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学嘱託職員就業規則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第57号。以下「嘱託職員就業規則」という。）第23条の規定により、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）の嘱託職員（嘱託職員就業規則第2条に規定する嘱託職員をいう。以下同じ。）の勤務時間、休日および休暇に
関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 嘱託職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間
につき1週間当たり38時間45分以内とする。

2 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児休業法」という。）第23条第1項の規定により勤務時間の短縮措置（以下「育児短時間勤務」という。）を講ずることとした嘱託職員（以下「育児短時間勤務嘱託職員」という。）および同条第3項の規定により勤務時間の短縮措置を講ずることとした嘱託職員（以下「介護短時間勤務嘱託職員」という。）の1週間当たりの勤務時間および1日の勤務時間は、理事長が定める。

(始業および終業の時刻)

第3条 嘱託職員の始業および終業の時刻は、次のとおりとする。

- (1) 始業 午前8時30分
- (2) 終業 午後5時15分

2 理事長は、業務運営上の必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、
1日の勤務時間が7時間45分を超えない範囲で、始業および終業の時刻
を変更することができる。

（週休日および勤務時間の割振り）

第4条 日曜日および土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、理事長は、育児短時間勤務嘱託職員および介護短時間勤務嘱託職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務および介護短時間勤務の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとする。

2 理事長は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分以内の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務嘱託職員および介護短時間勤務嘱託職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務および介護短時間勤務の内容に従い、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

（1箇月以内の変形勤務時間制）

第5条 理事長は、業務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある嘱託職員については、1箇月以内の一定の期間を平均し1週間当たりの勤務時間が38時間45分を超えない範囲内において、あらかじめ勤務時間を別に割り振ることならびに前条の規定にかかわらず週休日および勤務時間の割り振りを別に定めることができる。

（週休日の振替等）

第6条 理事長は、嘱託職員に週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合は、別に定めるところにより、前2条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち、別に定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第7条 理事長は、業務運営上の必要がある場合は、第2条から第6条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において嘱託職員に勤務をすることを命ずることができる。

2 理事長は、嘱託職員に時間外勤務（前項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、次に定める時間の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

- (1) 1月において時間外勤務を命ずる時間について45時間
- (2) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間
(休憩時間等)

第8条 嘱託職員の休憩時間、時間外代休時間、休日および休日の代休日については、公立大学法人秋田公立美術大学職員給与規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第65号）の適用を受ける職員の例による。

(休暇の種類)

第9条 嘱託職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇および無給の休暇とする。

(年次有給休暇)

第10条 嘱託職員の年次有給休暇は、1の年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）ごとにおける休暇とする。

2 年次有給休暇の日数は、4月において採用された嘱託職員にあっては、当該年度内において10日とし、翌年度以降については、次の表の上欄に掲げる勤務継続年数に応じ、同表の下欄に掲げる日数とする。

勤務継続年数	1	2	3	4
付与日数	11日	12日	14日	16日

3 年度の途中で新たに採用された嘱託職員の当該年度内における年次有給休暇の日数は、次の表の上欄に掲げる採用された月に応じ同表の下欄に掲げる日数とし、翌年度以降については、当該嘱託職員が前年度の4月において採用されたものとして前項の規定を適用した場合に得られる日数とする。

採用された月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年次有給休暇の日数	10日	8日	7日						

1月	2月	3月
5日	3日	2日

- 4 前項の規定にかかわらず、秋田市を退職後引き続き法人に嘱託職員として採用された者の年次有給休暇については、別に定める。
- 5 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。
- 6 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。
- 7 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合は、当該嘱託職員の勤務日等の1日あたりの勤務時間数（1時間未満の端数があるときはこれを切り上げた時間数）をもって1日とする。
- 8 理事長は、年次有給休暇を嘱託職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが業務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
- 9 1の年度において年次有給休暇が10日以上付与された嘱託職員については、前項の規定にかかわらず、当該嘱託職員に付与された年次有給休暇の日数のうち5日について、理事長が当該嘱託職員の意見を聴取し、その意見を尊重したうえで、あらかじめ時季を指定して取得させるものとする。ただし、当該年度において嘱託職員が年次有給休暇を取得した場合は、当該取得した日数を5日から控除するものとする。

（特別休暇）

第11条 嘱託職員の特別休暇は、特別な事由により嘱託職員が勤務しないことが相当である場合における有給の休暇とする。

- 2 前項の特別な事由および当該特別な事由に該当する場合の特別休暇の期間は、次の表に掲げるとおりとする。

番号	区分	特別な事由	期間
1	公民権行使	嘱託職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
2	裁判員等出頭	嘱託職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	
3	結婚	嘱託職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	結婚の日の 7 日前の日から当該結婚の日以後 1 月を経過する日までの期間内における連続する 5 日の範囲内の期間
4	服忌	嘱託職員の親族（別表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	親族に応じ別表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のための移動に要する日数を含む。）の範囲内の期間
5	夏期	嘱託職員が右欄の期間において盆等の諸行事、心身の健康の維持および増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 の年の 6 月から 9 月までの期間内において 5 日（ただし、1 週間の勤務日数が 4 日の場合は 4 日とし、3 日の場合は 3

			日とする。)
6	家族看護等	嘱託職員がその配偶者、父母、養育する義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）もしくは配偶者の父母（以下この号において「家族」と総称する。）の看護（負傷し、又は疾病にかかった家族の世話をを行うことをいう。）をし、又は家族が予防接種、健康診査もしくは健康診断を受ける際に介助をする場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。	1の年において6日（家族が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間。ただし、6日を超える部分は無給とする。

（無給の休暇）

第12条 嘱託職員の無給の休暇は、次の表の事由欄に定める場合における休暇とし、その期間はそれぞれ同表の期間欄に定めるところによる。

番号	区分	事由	期間
1	骨髓移植等	嘱託職員が骨髓移植のための骨髓もしくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子および兄弟姉妹以外の者に、骨髓移植のため骨髓もしくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間

2	生理	生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
3	出産（産前）	6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性嘱託職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
4	出産（産後）	女性嘱託職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出した場合において医師が支障ないと認めた業務に就く期間を除く。）
5	育児時間	生後1年に達しない子を育てる嘱託職員が、その子を保育する場合	1日を通じて60分以内の期間
6	定期検診	妊娠中（妊娠第4月以降）又は出産後1年以内の女性嘱託職員が定期検診を受診する場合	1月につき1日以内
7	通勤緩和	妊娠中の女性嘱託職員が通勤のため交通機関を利用する場合において、当該交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障があると認められる場合	妊娠期間中正規の勤務時間の始めもしくは終わりにおいて1時間以内又は始めと終わりにおいてそれぞれ30分以内
8	つわり	妊娠中の女性嘱託職員が妊娠に起因する障害（つわり）のため勤務	10日以内の期間

		做的事情が著しく困難である場合	
9	介護	嘱託職員が、介護を必要とする家族（公立大学法人秋田公立美術大学職員介護休業規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第52号）第2条第1項各号に規定する者をいう。）の介護その他の世話をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	1年の年において5日（その介護を必要とする家族が2人以上の場合は10日）の範囲内で必要と認める日又は時間
10	療養	<p>次のいずれかに該当する場合で、嘱託職員が勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p> <p>ア 業務上の負傷もしくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷もしくは疾病により療養を要する場合</p> <p>イ アに規定する以外の負傷又は疾病により療養を要する場合</p>	必要と認める期間。 ただし、イについては1年以内で規則で定める期間
11	住居滅失等	<p>地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合</p> <p>その他これらに準ずる場合で、嘱託職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>ア 嘱託職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該嘱託職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p>	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認められる期間

		イ 嘱託職員および当該嘱託職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該嘱託職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	
12	災害	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
13	危険回避	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、嘱託職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	

(特別休暇および無給の休暇の承認等)

第13条 嘱託職員の特別休暇および無給の休暇の承認等の手続きについては、公立大学法人秋田公立美術大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する細則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第49号）の例による。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、嘱託職員の休暇に関する手続きその他の休暇に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月26日規程第21号）

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成31年3月4日規程第3号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規程第7号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

親族	日数	
配偶者	10日	
血族	1 親等の直系尊属（父母）	7日
	1 親等の直系卑属（子）	7日
	2 親等の直系尊属（祖父母）	3日
	2 親等の直系卑属（孫）	1日
	2 親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日
	3 親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日
姻族	1 親等の直系尊属	3日
	1 親等の直系卑属	1日
	2 親等の直系尊属	1日
	2 親等の傍系者	1日
	3 親等の傍系尊属	1日